

平成27年4月9日

保護者様

板橋区立板橋第七学校
校長 大嶋 美弘

台風接近・地震・近隣火災・近隣事件に伴う
児童の安全確保についてのご協力をお願い

新学期が始まり、学校には児童の元気な声が戻って参りました。皆様には、日頃の学校教育に対するご理解とご協力に感謝いたしております。

さて、今後 以下のような事態になった場合、登校時の児童の安全確保には十分ご配慮をお願いいたします。

- 1 緊急地震速報などによって、登校前に地震予知がされた場合、また、地震による被害があり、登校下校に危険が考えられる場合
- 2 台風が接近し、上陸の可能性もあり、風水害被害がおよぶ可能性のある場合
- 3 大雪が降るなど、登下校に危険が考えられる場合
(特に近隣の電車などの交通がストップしている場合)
- 4 学校近隣の火災によって、登校下校に危険が考えられる場合
- 5 学校近隣事件によって、登校下校に危険が考えられる場合
- 6 その他、児童の登校に危険がある場合 (学校へ連絡ください。)

◎ 登校時の 家庭へのお願い

- 保護者が、児童の安全が確保されると判断できるまで児童を自宅待機させてください。
- どうしてもやむ得ない事情などにより児童だけになってしまう場合は、保護者が付き添って正面玄関より登校させてください。朝、7時30分には職員がいます。
- 児童の安全が確保されたと保護者が判断した時点で、安全を十分に確かめ、登校させてください。

◎ 在校時の 学校の対応と下校方法

- 児童が在校時に、地震が起きたり、緊急地震速報・暴風雨などの警戒警報が発令された場合、保護者の児童引き取りによる緊急下校とします。緊急連絡網による連絡は原則としてしません。その場合は、児童の引き取りがあるまで児童は学校で責任をもって保護いたします。

<震度5弱以上の地震が起きた場合は、引き取りとなります。>

- それ以外に緊急の事態が起きた場合は、集団下校（教職員が近隣まで付き添って下校する）をする場合があります。
- 集団下校時、児童を引き取りに来られた場合は、引き渡し、一緒に下校とします。
- 警報が解除になったり、安全を確認した場合は、下校時刻をもって児童を下校させます。

○上記の場合、児童が学校を休んでも、遅刻しても欠席・遅刻扱いにはしません。

◎ なお、あいキッズは

- ☆ 預ける前に地震があった場合は、お子さんを預かりません。
- ☆ 預けた場合は、引き取りがあるまで、保護します。 とのことです。